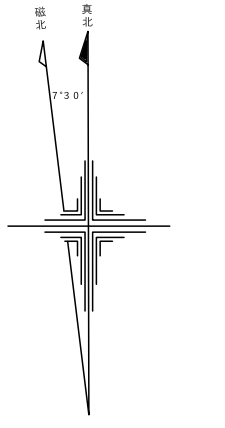




山形県
庄内市

庄内市
安佐北区



	普通建物		普通無壁合
	堅ろう建物		堅ろう無壁合

△ 25.6	三 角 点	■ 25.62	公 共 基 準 点 (水 準 点)
□ 25.62	水 準 点	⤵ 25.6	電 子 基 準 点
◇ 25.6	多 角 点 及 び 複 数 の 石 段 点 等	・ 25.6	標 石 を 有 し な い 標 高 点
▽ 25.6	公 共 基 準 点 (水 準 点)	・ 25.6	図 化 機 測 定 に よ る 標 高 点

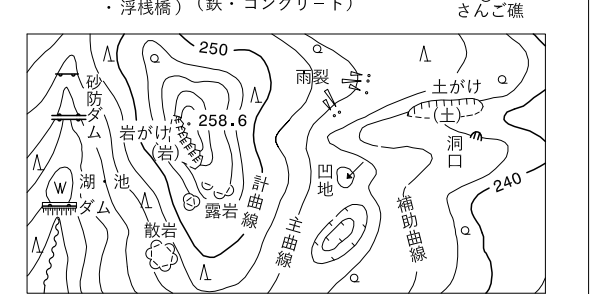
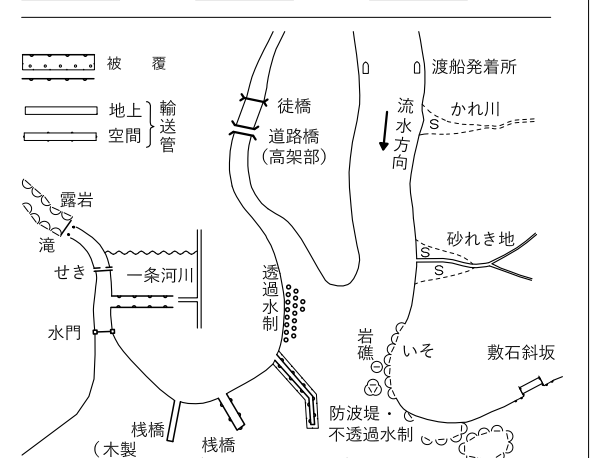
[illegible]

-----	区域界	☼	噴火口・噴気口
⊙	駐率場	♂	温泉・鉱泉
⌒	材料置場	・	指示点
////	太陽光発電設備		

	通過路(区道)		普通鉄道
	徒歩道		重鉄道
	建築歩道		特殊鉄道
	建設中の道路		雲
	越前歩道橋		建設中の鉄道
	道路橋等		鉄道橋
	歩道・分離帯		プラットフォーム 及び踏切機
	石段		駅道のトンネル
	地下街・ 地下鉄等出入口		停留所
	駅道のトンネル		駅道の電線等
	水		

●●●●●●●●	都府県界	———	町・村・ 指定都市の区界
—————	北海道の支庁界	—————	大字・町(丁目)界
———	区・市・ 東京都の区界	———	所 属 界
.....	植生界	———	緯 度 界

日	出	○	重樹園	♡	園庭
▽	陰	○	その他の 樹木	山	荒地
+	きと う さび 園	一	芝地	▽	はいね地
●	バイアップ ブル		広葉 葉林	▽	しの地 (雑地)
▽	森 陰	見	針 葉林	で	やし何 様
△	△	△	竹 林	△	△
△	△	△	竹 林	△	△



「平面直角座標値は、世界測地系による。」

廣島市

C6

[illegible]

「この測量成果は、建設省国土地院院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用し得たものである。
(承認省書) 平 中 公 第 4 第 8 号」

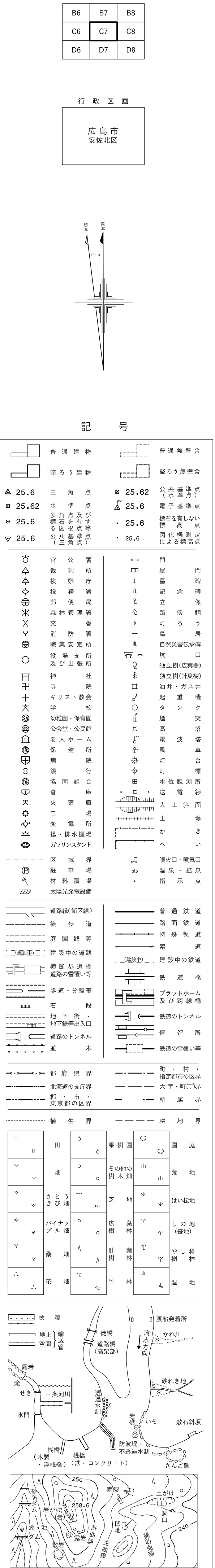
「この測量成果は、建設省国土地院院長の助言をうけて得たものである。
(助言省書) 平 中 公 第 172 号」

「この測量成果は、建設省国土地院院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用し得たものである。
(承認省書) 平 8 中 公 第 160 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び防衛を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平14 中公 第365号」

「この測量成果は、国土地理院長の防衛をうけて得たものである。
(防衛番号) 平21 中公 第131号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び防衛を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令1 中公 第22号」



廣島市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び防衛を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平元中第 48 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の防衛をうけて得たものである。
(防衛番号) 平元中第 172 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 中第 160 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
 (承認番号) 平 14 中 公 第 365 号

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。」
 (助言番号) 平 21 中 公 第 131 号

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
 (承認番号) 令 1 中 公 第 22 号



(1) 撮影 昭和62年 9月 オートグラフA7、ステレオプロッターA8
測 図 昭和63年 3月
作業機関 国際航業・セロコンサル共同企業体

(2) 撮影 平成 2年 11月 オートグラフA7、ステレオプロッターA8
修正 平成 3年 3月
作業機関 玉野総合コンサルタント、内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮影 平成 7年 11月 オートグラフA7、ステレオプロッターA8
修正 平成 18年 12月
作業機関 国際航業株式会社

(4) 撮影 平成 13年 11月 ステレオプロッターA8
修正 平成 13年 11月
作業機関 株式会社セロコンサル

(5) 撮影 平成 21年 2月 国化名人
修正 平成 22年 3月 株式会社日航コンサルタント

(6) 撮影 平成 28年 11月 SUMMIT
修正 令和 2年 3月 株式会社 バスコ

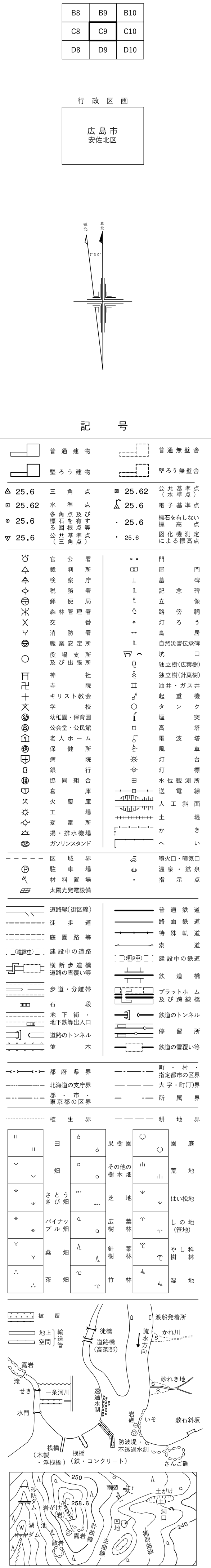
図 標 系 測 田 系
等高線間隔 2m

著作権所有者 広 島 市

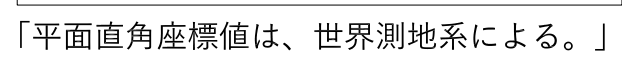
0 100 200 300 400 500m
1：2,500

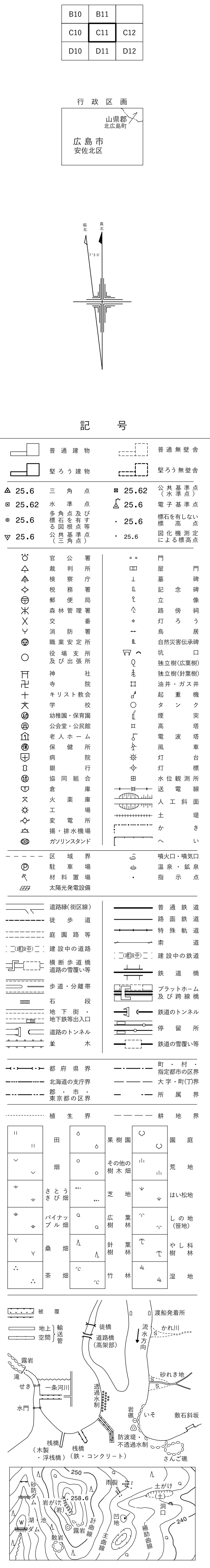
「この測量成果は、建設省国土環境院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平14 中公 第686号
「この測量成果は、建設省国土環境院長の助言を受けて得たものである。」
(助言番号) 平22 中公 第172号
「この測量成果は、建設省国土環境院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平 8 中公 第160号

「この測量成果は、国土交通省国土環境院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平14 中公 第686号
「この測量成果は、国土交通省国土環境院長の助言を受けて得たものである。」
(助言番号) 平22 中公 第131号
「この測量成果は、国土交通省国土環境院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平1 中公 第22号



広島市





「平面直角座標値は、世界測地系による。」

廣島市

- [illegible]

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び勘査を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 元 公 第 487 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の勘査を受けて得たものである。
(勘査番号) 平 2 公 第 172 号」

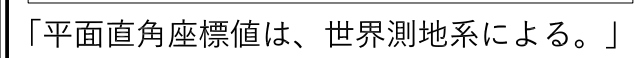
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 公 第 160 号」

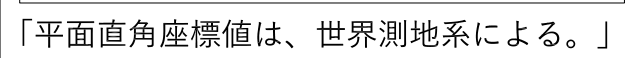
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平14 中公 第365号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平21 中公 第131号」

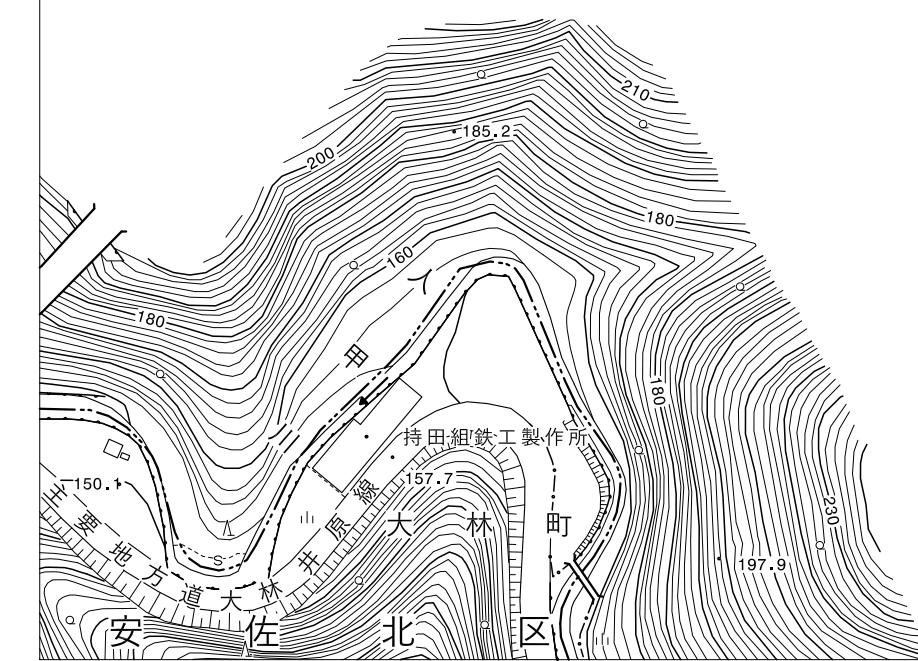
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令1 中公 第22号」

C11

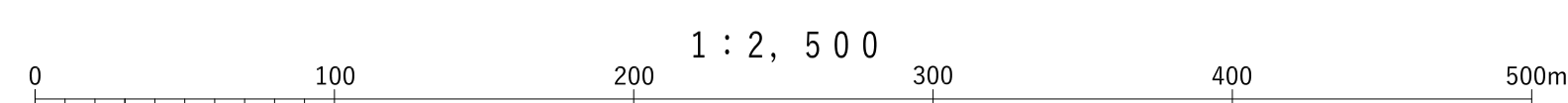




廣島市



安芸高田市



「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 中 公 第 48 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 2 中 公 第 172 号」

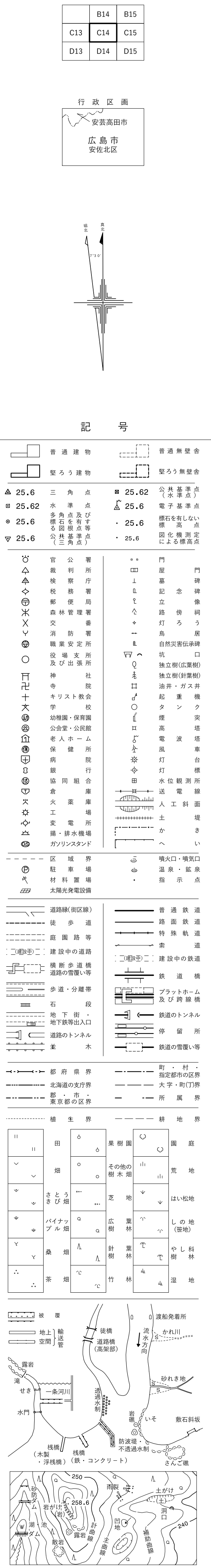
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 中 公 第 160 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
四院所管の測図標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 1 4 中 公 第 3 6 5 号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 2 1 中 公 第 1 3 1 号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、
四院所管の測図標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令 1 中 公 第 2 2 号」

C13

1) 演 題 昭和62年 9月 作 業 機 関 昭和62年 3月 作 業 機 関 国際関係、エコノミクス研究センター	オートダファA7、ステレオプロッターA8	5) 演 題 平成21年 2月 修 正 平成22年 3月 作 業 機 関 株式会社 園化名 株式会社 株式会社 株式会社	6) 演 題 平成28年11月 修 正 平成28年 2月 作 業 機 関 株式会社 バイコ	SUMMIT
2) 演 題 平成 27年11月 修 正 平成 27年11月 作 業 機 関 玉野野山建設株式会社、内務省エンリツダ建設株式会社	オートダファA7、ステレオプロッターA8			
3) 演 題 平成 27年11月 修 正 平成 28年12月 作 業 機 関 国際関係センター	オートダファA7、ステレオプロッターA8			
4) 演 題 平成 31年11月 修 正 平成 31年11月 作 業 機 関 株式会社 エコノミクス	ステレオプロッターA8			

座標系	第Ⅲ系	著作権所有者	広島市
等高線間隔	2 m		



「平面直角座標値は、世界測地系による。」

廣島市

C14

(1)	堀 彰 夫 作業時間	昭和62年 9月 昭和63年 3月 国際航路・ヒロコソサキ共同企業体	オートグラフA7、ステアロプロッターA8
(2)	堀 彰 夫 作業時間	平成 2年 11月 平成 3年 3月 野村総合システム・内外エンジニアリング共同企業体	オートグラフA7、ステアロプロッターA8
(3)	堀 彰 夫 作業時間	平成 7年 12月 平成 8年 11月 国際航業株式会社	オートグラフA7、ステアロプロッターA8
(4)	堀 彰 夫 作業時間	平成 13年 11月 平成 15年 11月 株式会社ヒロコソサキ	ステアロプロッターA8

(5) 編 影 平成21年 2月
修 正 平成22年 3月 国化名人
作業機関 株式会社日経コンサルタント

(6) 編 影 平成28年10月・11月
修 正 令和 2年 3月 SUMMIT
作業機関 株式会社 バスコ

著作権所有者 広 島 市

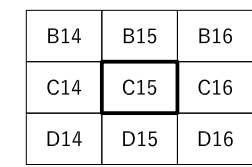
0 100 200 300 400 500mm

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 元 中 公 第 4 8 号」

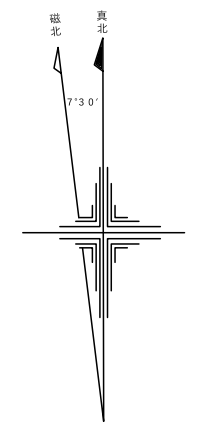
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 2 中 公 第 1 7 2 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 中 公 第 1 6 0 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
 (承認番号) 平 14 中 公 案 365 号」
 「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。」
 (助言番号) 平 21 中 公 案 131 号」
 「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
 (承認番号) 令 1 中 公 第 22 号」



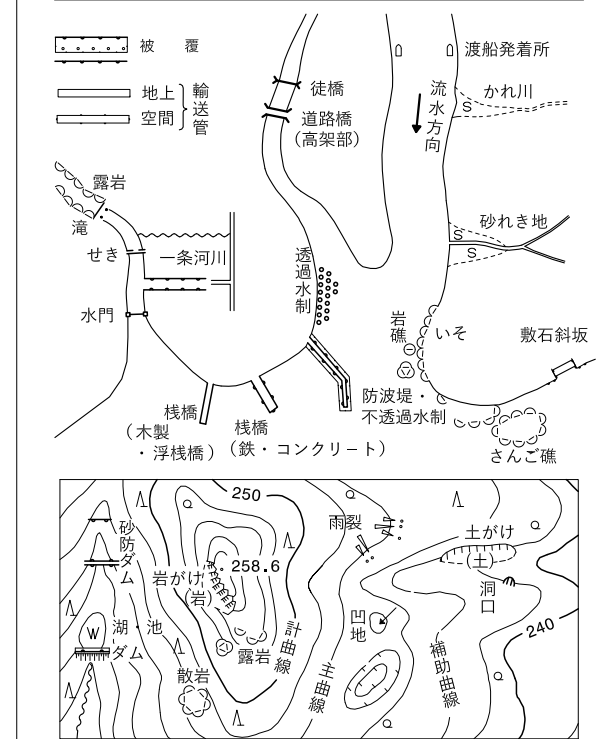
行政區面



記号

[illegible][illegible]

地 生 界		植 地 界	
日	田	◇	▽
日	田	▽	田
▽	田	◇	山
▽	田	◇	山
◇	さとう びと田	一	◇
◇	パイナップル田	一	◇
◇	田	◇	田
▽	田	◇	田
△	田	◇	田



「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

C15

- | | | | | | | |
|-----|------------|-------------------------------|--------------------------|-----|-----------------------------|----------------------|
| (1) | 撮影
映像関係 | 撮影 平成6年2月9日
編集 平成6年3月5日 | オートフタA7、ステレオプラッター-A8 | (5) | 撮影 平成6年3月2日
修繕 平成6年3月5日 | 国谷名人
国谷名人スタジオ |
| (2) | 撮影
映像関係 | 撮影 平成6年2月11日
編集 平成6年3月5日 | オートフタA7、ステレオプラッター-A8 | (6) | 撮影 平成6年8月10日
修繕 平成6年8月2日 | SUMMIT 社
株式会社 パナコ |
| (3) | 撮影
映像関係 | 撮影 平成6年7月11日
編集 平成6年8月12日 | オートフタA7、ステレオプラッター-A8 | | | |
| (4) | 撮影
映像関係 | 撮影 平成6年8月11日
編集 平成6年10月25日 | ステレオプラッター-A8
国谷名人スタジオ | | | |

0 100 200 300 400 500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 2 中 公 第 48 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 2 中 公 第 172 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 中 公 第 160 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
関係所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 第 1 中 公 第 3 6 5 号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 第 2 中 公 第 1 3 1 号」

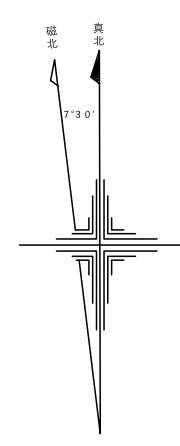
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
関係所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令 1 中 公 第 2 2 2 号」

座 標 系 第 Ⅱ 系 著 作 權 所 有 者 広 島 市
等 高 線 間 隔 2 m



行政区画

広島市
安佐北区

[illegible]

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

廣島市

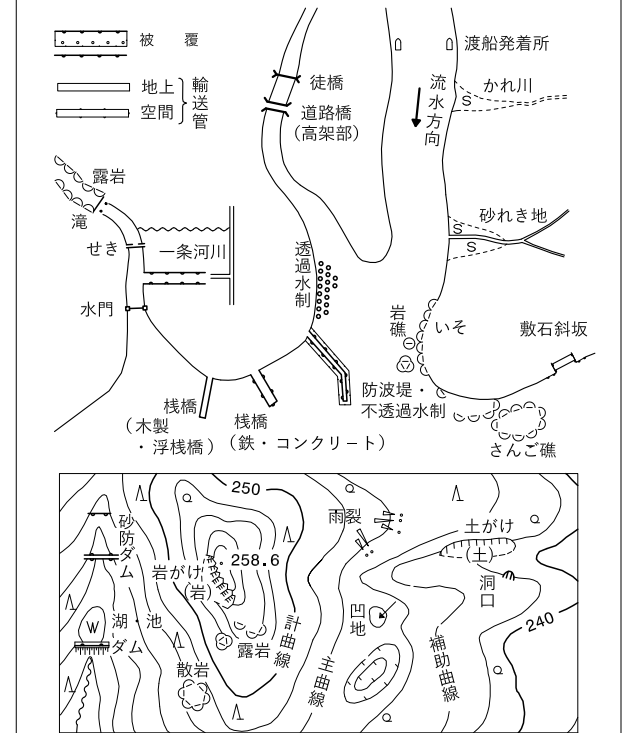
- | | | | |
|---|---|--------|-------|
| (1) 編 影 昭和62年 9月
作 業 期 間 オートグラフィA7、ステレオプロッターA8
作業機関 国際航業・ヒロコンシステム両企業体 | (5) 編 影 平成22年 2月
作 業 期 間 平成22年 3月 国産無人
作業機関 株式会社日航システムズ | SUMMIT | |
| (2) 編 影 平成 2年 11月
作 業 期 間 オートグラフィA7、ステレオプロッターA8
作業機関 玉野総合コンサルタント、内外総合エンジニアリング両企業体 | (6) 編 影 平成26年 9月
作 業 期 間 平成 27年 3月 株式会社 ハスコ | | |
| (3) 編 影 平成 7年 11月
編 影 平成 15年 12月
作 業 期 間 オートグラフィA7、ステレオプロッターA8
作業機関 国際航業株式会社 | | | |
| (4) 編 影 平成13年11月
編 影 平成15年11月
作 業 期 間 ステレオプロッターA8
作業機関 株式会社ヒロコーコンサル | | | |
| 産 彦 橋 美 田 系 | | 著作権所有者 | 広 島 市 |

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び勘定を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
 (承認番号) 平 元 中 第 48 号
 この測量成果は、建設省国土地理院長の勘定を用いて得たものである。
 (勘定番号) 平 2 中 第 172 号
 この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
 (承認番号) 平 8 中 第 160 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 14 中 第 365 号」
「この測量成果は、国土地理院院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 21 中 第 131 号」
「この測量成果は、国土地理院院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令 1 中 第 22 号」

C16

座 標 系 第 III 系 著作権所有者 広 島 市
等高線間隔 2 m



廣島市